

令和4年10月31日

事業主 各位

宮崎労働局雇用環境・均等室長

「パワーハラスメント防止対策説明会」のオンライン開催について（ご案内）

平素より、労働行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年6月に改正された「労働施策総合推進法」が、令和4年4月1日から中小企業にも全面適用されたことにより、すべての企業でパワーハラスメント防止措置が義務とされました。

厚生労働省が2020年に実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した者は31.4%でした。また、令和3年度に宮崎労働局に寄せられたハラスメントに関する相談は1,309件で、うち、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが868件を占め、10年連続トップであり、労働施策総合推進法に関するパワーハラスメントの相談は140件であるなど、パワーハラスメント対策は喫緊の課題となっています。

パワーハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為です。また、企業にとっても職場秩序の乱れや業務の支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

事業主の皆さまにおかれましては、事業主の方針の明確化、相談体制の整備、事後迅速かつ適切な対応等が求められることから、「パワーハラスメント防止対策説明会」を開催しますので、ご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

記

1 説明会

説明会名 「パワーハラスメント防止対策説明会」
開催日時 令和4年12月9日（金） 14:00～15:45
申込締切 令和4年12月5日（月） 23:59

2 開催方法 ZOOMによるオンライン開催（参加無料・定員500名）

3 申し込み方法

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」から、それぞれ申し込み下さい。
（裏面のチラシ「オンライン説明会のご案内」を参照してください。）

4 その他

説明会の参加における注意点、説明会資料のダウンロードについては、申込サイトをご確認ください。



主催：宮崎労働局
共催：宮崎県、宮崎県労働委員会、宮崎県社会保険労務士会
【問合せ先】宮崎労働局 雇用環境・均等室 指導係
☎0985-38-8821 📠0985-38-5028



職場のパワーハラスメント 防止対策はもうお済ですか。

令和4年4月1日から中小企業にも全面適用

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。

職場のハラスメントをなくし、誰もが気持ちよく働くことができる職場環境をつくりましょう。



宮崎労働局では、オンライン説明会を開催します。

参加費
無料

事業場人事労務担当者を対象とする説明会を開催します。
参加ご希望の方は、受付サイトからお申し込みください。
定員500人（定員に達した場合は期限前でも締切りますので、お申込みはお早めに。）

パワーハラスメント防止対策説明会



日時	令和4年12月9日（金）14：00～15：45
内容	職場におけるパワーハラスメントを防止するため、労働施策総合推進法に定めるパワーハラスメント防止措置等に関する説明会です。
受付サイト	https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NzEz/5c5d5341920c465cba5260d90bb840e9
受付期限	令和4年12月5日(月) 23:59



「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」
<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/top>



主催：宮崎労働局
共催：宮崎県、宮崎県労働委員会、宮崎県社会保険労務士会
【問合せ先】宮崎労働局 雇用環境・均等室 指導係
☎0985-38-8821 📠0985-38-5028